

別表 3

適合性判定手数料

	用途	床面積(注2)	手数料(円) 消費税込み
【モデル建物法】(注3)	工場等以外	2,000㎡未満	236,520
		2,000㎡以上5,000㎡未満	382,320
		5,000㎡以上10,000㎡未満	498,960
		10,000㎡以上25,000㎡未満	600,480
		25,000㎡以上50,000㎡未満	704,160
	工場等(注1)	2,000㎡未満	62,640
		2,000㎡以上5,000㎡未満	154,440
		5,000㎡以上10,000㎡未満	232,200
		10,000㎡以上25,000㎡未満	288,360
		25,000㎡以上50,000㎡未満	358,560
【標準入力法等】(注4)	工場等以外	2,000㎡未満	596,160
		2,000㎡以上5,000㎡未満	849,960
		5,000㎡以上10,000㎡未満	1,046,520
		10,000㎡以上25,000㎡未満	1,237,680
		25,000㎡以上50,000㎡未満	1,411,560
	工場等(注1)	2,000㎡未満	70,200
		2,000㎡以上5,000㎡未満	166,320
		5,000㎡以上10,000㎡未満	245,160
		10,000㎡以上25,000㎡未満	302,400
		25,000㎡以上50,000㎡未満	372,600

注1 工場等とは、建築基準法上の用途が次のもの。

- ・ 工場
- ・ 危険物の貯蔵または処理に供するもの
- ・ 水産物の増殖場若しくは、養殖場
- ・ 倉庫
- ・ 卸売市場
- ・ 火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他処理施設

注2 床面積とは、新築、増築又は改築する非住宅部分の床面積

注3 モデル建物法とは、採用する代表的な仕様のみを入力して評価する簡易評価法

注4 標準入力法等とは、各室面積、仕様を入力して評価する詳細評価法、その他モデル建物法以外の評価法

- 増改築を行う場合は、増改築部分の床面積を対象に手数料を算定する。
ただし、既存部分は対象外とする。
- 計画変更の適合性判定手数料は、新規申請の手数料から消費税を基本に、変更後の床面積の区分に応じて、新規申請の額の1/2に相当する額とする。
- 適合性判定の軽微変更の場合、計画変更の手数料と同様に、新規申請の額の1/2に相当する額とする。